

平成 25 年度 インクルーシブ教育システム構築モデル事業 成果報告書
【インクルーシブ教育システム構築モデルスクール】

教育委員会名	湖南省教育委員会
--------	----------

概 要

モデルスクールの概要（平成 26 年 3 月 1 日現在）

	モデルスクール名	幼児児童生徒数	教職員数
1	湖南省立水戸小学校	420 名	27 名

【事業概要】

1. モデルスクールの特色（特別支援教育に関する事項）

湖南省は、特別な支援を必要とする者に対して、乳幼児期から学齢期、就労期まで、保健・福祉・医療・教育及び就労の関係機関の横の連携に基づく支援と、教育委員会や学校等の縦の連携に基づく支援を提供できるシステムが整備されている。このため、乳幼児期の健診、就学前の発達相談、市の支援機関である療育教室や「ことばの教室」での支援内容など、小学校入学後の支援に引き継ぐためのきめ細かなつなぎの仕組みが実現している。

本校は、特別な支援を必要とする児童に対して個別の指導計画を作成しており、市内での作成率が最も高い学校の一つである。校内支援委員会などの特別支援教育体制の充実のほか、自校の通級指導教室、市内巡回相談、県立特別支援学校による教育相談の活用が柔軟にできる環境が整備されるなど、個に応じた教育内容や指導方法の工夫・改善に努めてきた経緯がある。こうした取組により、教育上の特別な支援が必要な児童が多く在籍しながらも、学校全体としての落ち着きを取り戻してきた学校である。

2. 取組の概要

【教育委員会がモデルスクールに対して行った取組及び支援】

事業計画の立案、研修会の開催、市内小中学校への周知、専門家の派遣、合理的配慮協力員との連絡調整、先進校への研修依頼、必要な消耗品や図書の購入等を行った。

担当指導主事は、モデルスクールでの専門家による研修会、事例検討会、授業研究会に出向き、会の進行やインクルーシブ教育システムの目的や趣旨説明などを行った。

また、合理的配慮協力員に対しては、段階的に具体的な役割を伝え、計画的な事業の執行に努めた。

市内小・中学校における、インクルーシブ教育システム構築に向けた特別支援教育の

推進のため、モデルスクールでの取組を研究報告書としてまとめた。平成 25 年度の取組で明らかになった成果と課題を、次年度の市教職員全員研修会で報告する予定である。

【モデルスクールとして行った取組】

対象児童への合理的配慮の決定に際しては、個別の指導計画を参照しながら、担任、合理的配慮支援員、特別支援教育コーディネーター及び通級指導教室担当教員が連携して検討を重ねた。合理的配慮協力員は、対象児童の観察記録をもとに、必要な合理的配慮の検討、教材検討への参加、教具の作成などについて担任と共に取り組めるよう連絡を密に取り合った。

対象児童の保護者に対しては、特別支援教育コーディネーター若しくは通級指導担当教員も同席の上で、担任が本研究の意義を伝えた。多くのケースが早い段階での支援につながっていたことや、日常的に保護者とも連絡を取り合っていたため、保護者との合意形成は円滑に進めることができた。

本研究に当たり、特別支援学校の教育相談担当や、市の「ことばの教室」などの関係機関と随時連携し、支援内容の充実に向けて取り組んだ。特に特別支援学校は、対象児童の進路を見据えた自立活動の設定に関わったり、対象児童の就学前のアセスメントから必要な支援について助言をしたりと、各関係機関が専門性を生かしながら、対象児童を支援していくことができた。

3. 成果及び課題

【成果】

いずれの対象児童も、専門機関からの支援内容も踏まえつつ、保護者、担任、通級指導教室担当者及び合理的配慮協力員が合意形成を図りながら、取組を進めることができた。保護者との合意形成が円滑に進んだ背景には、就学前からの発達課題の早期発見と早期対応が実現していること、就学後にもフォローアップの体制が整備されていることが大きな要因である。

合理的配慮協力員による対象児童の詳細な観察と合理的配慮の分析により、支援者は対象児童への理解をより深め、障害特性及び一人一人のニーズに応じた合理的配慮の必要性を明確に捉えることができた。

また、授業研究を通して合理的配慮の実施及び評価を行ったが、授業をデザインする段階で、対象児童の「強み」（得意な分野）を踏まえて学習活動を計画立てることの有効性にも気付くことができた。

特別支援学級の児童については、教科学習の困難さを克服するための合理的配慮を自立活動の内容と関連づけることにより、教科学習における合理的配慮が効果的に機能することが分かった。交流学級での対象児童への合理的配慮が、他の児童にとっても有効な配慮となることが実感できるケースもあった。

これまでの「手立て」、「支援」といった観点から、一人一人のニーズに応じた「合理的配慮」の観点で検討することで、障害特性や程度を踏まえたアセスメントが重要であることに改めて気付いた。また、合理的配慮を決定するに当たって、担任と合理的配慮協力員が共に検討したり、複数の教員や合理的配慮協力員が話し合って検討したりすることで様々なアイデアが生まれた。

話し合いにより決定した合理的配慮が授業の中で有効に機能し、対象児童により変化をもたらしたことで、担任のその後の授業にも変化をもたらすといった成果もみられた。

【課題】

合理的配慮に際し、障害特性や程度のアセスメントは極めて重要である。学校は、市の特別支援教育の専門機関である「ことばの教室」や療育教室、巡回相談などからの情報を具体的に受け止めて合理的配慮を検討し、個別の指導計画に生かしていかなければならない。

そのため、専門機関から学校に対して対象児童の障害特性を分かりやすく伝える方法について、関係機関とも連携しながら検討していきたい。また、合理的配慮の提供に当たり、家庭との連携は欠かすことができないので、保護者との日頃からの情報交換や連携を大切にしながら、今後の取組を進めたい。

また、合理的配慮が効果的に機能するためには、学級全体の安定も欠かせない。特に、特別な支援を必要とする児童が多く在籍する学校では、個々への合理的配慮のベースとなる学級全体への支援・配慮にも留意することが重要であることを実感した。このことから、次年度のモデル事業では、個々の合理的配慮の研究と共に、ユニバーサルデザインの授業の研究にも取り組んでいきたいと考えている。

